

## 認定 NPO 取得について

### 1. 当協会が認定 NPO を取得する背景・目的

当協会は、設立後 15 年以上が経過し、グリーンセイバー検定により、多くのグリーンセイバーを誕生させてきました。また、全国にフィールドをもち、各フィールドで独自の活動を行うと共に、広く一般の人々や行政・企業等に対して、グリーンセイバーの協力を得ながら、これらのフィールドにおける多彩な活動を提供・支援しています。そしてこれらの活動は、何より会員の皆さまの会費や寄付を有効に活用して実践しています。このような活動を通して、当協会のよりどころとなる、「人と自然のよりよい関係」を伝えていくミッションを日々遂行しています。つまり、社会的にも有意義かつ影響力のある活動を行っています。

今後は、当協会のこれまでの活動の幅を広げ充実させ、「人と自然が調和する社会」を目指す活動を行うため、このたび寄付者が税制優遇を受けやすくし、社会的な信頼性を高めることができる「認定 NPO 法人」の取得を目指すこととしました。

認定 NPO 法人とは、都道府県知事より、組織・事業が適正で公益の増進に寄与するとして認定を受けた団体を指します。「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された団体であり、より高い税制優遇が適用されます。

認定 NPO 法人の取得には、「寄付(3000 円以上)の件数を 2 ヶ年で 200 人以上」という条件 (PST) があるのですが、今回、2012 年 4 月 1 日施行の「改定 NPO 法」により、この条件を免除した認定 NPO 法人の「仮認定制度」が平成 27 年 3 月 31 日までの期間限定で、すべての NPO に適用できることになりました。

このような機会を活用し、当協会ではまずは仮認定 NPO 法人の取得を目指すこととしました。そして、早期の認定 NPO 法人の取得に向けて、多くの方々のご協力とご理解をお願いいたたく、ここにご報告いたします。

## 2. 認定 NPO 取得のための条件 ～仮認定と本認定について

認定 NPO 法人は、NPO 法人よりも一層、「公益性のある団体である」ことが求められます。認定申請の際には、次の点が審査されます。

- ・ 広く一般から支持を受けているか
- ・ その活動や組織運営が適正におこなわれているか
- ・ より多くの情報公開が行われているか

具体的には表 1 のような要件を満たすことが必要です。

しかしながら、このうち項目 1 (PST: Public Support Test) をクリアすることは、NPO にとって非常に高い「壁」になっています。

そこで、2012 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの 3 年間のみ、特例措置として全ての法人に「仮認定」を得る機会が与えられます（本来は、設立 5 年以内の NPO でなければ、仮認定を取得できません）。

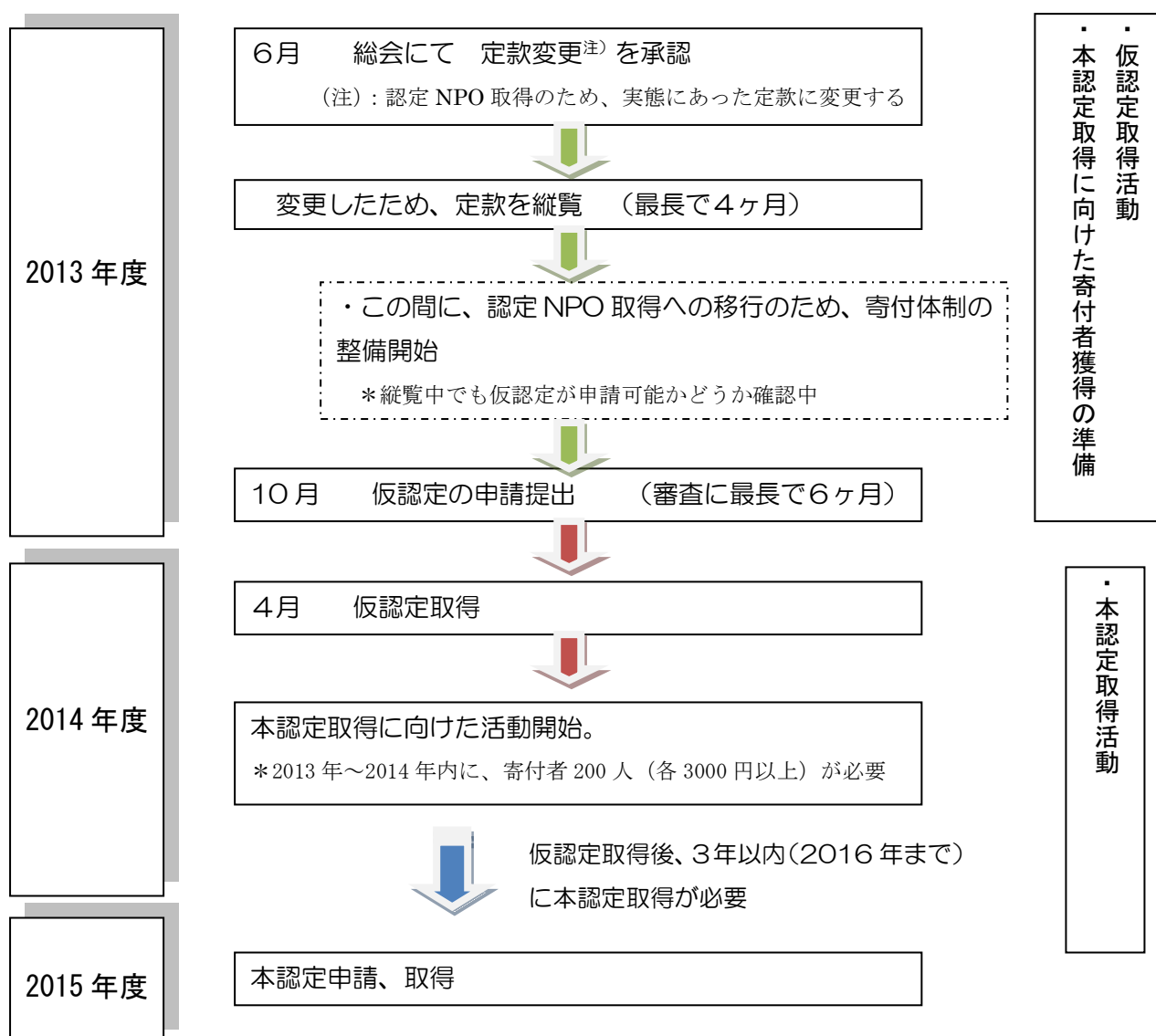
仮認定の取得のためには、PST 以外の条件が満たされていけばよいので、まずは仮認定を取得して税制の優遇措置を受けやすくすることを目指すこととしました。

一方、仮認定の有効期間は 3 年間であり、この期間内に本認定を取得することが必要です。その際には、PST の要件を満たす必要があるのです。

表 1 認定 NPO 取得のための条件と当協会の状況

項目		条件クリアの可能性	仮認定取得
1. PST: パブリックサポートテストをクリアしていること  (次の 3 つのいずれかを選択)	<b>相対値基準</b> 総収入額のうち、寄付金収入の占める割合が 20%以上	×困難	—
	<b>絶対値基準</b> 寄付金の額の総額が 3000 円以上である寄付者の数の合計数が年平均 100 人以上。	○これで対応 現状では要件を満たしていない。寄付者を増やす必要がある。	本認定に必要
	<b>条例個別指定基準</b>	対象外	—
2. メインとする活動が「共益的な活動」でないこと		○クリア	仮認定に必要
3. 運営組織および経理が適正であること		△会計士に調査依頼中	仮認定に必要
4. 事業内容について一定の要件をみたしていること		○クリア	仮認定に必要
5. 情報公開が適正であること		○クリア	仮認定に必要
6. 所轄庁への書類の提出が行われていること		○クリア	仮認定に必要
7. 不正行為等がないこと		○クリア	仮認定に必要
8. 所轄庁証明書の交付がされていること		○クリア	仮認定に必要
9. 設立後 1 年以上経過していること		○クリア	仮認定に必要

### 3. タイムスケジュール



- 設立後5年を経過したNPOは仮認定の対象ではない。しかし、**特例として、2012年4月1日から2015年3月31日までの3年間のみ**、全ての法人に「仮認定」を得るチャンスがある。
- 仮認定の有効期間は**認定後3年間**のみ。その後は2度と仮認定申請はできない。  
→ **この期間内に本認定取得が必要。**
- 本認定取得へ向けては、PSTの「絶対値基準(寄付の件数)」をクリアする必要がある。その対象期間は、過去2ヶ年の事業年度である。  
→ 寄付(3000円以上)の件数を2ヶ年で**200人以上**にする必要がある。そのための準備が今から必要。